

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月28日から同年5月1日まで

私は、昭和30年4月1日にA社に入社し、平成4年1月30日に退職するまでの期間は、何度かの転勤はあったものの継続して勤務していた。しかし、国（厚生労働省）の記録では、申立期間の記録が抜け落ちているので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和31年4月28日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店に係る昭和31年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が申立期間も継続して勤務しており、保険料も控除していたことから、当該保険料は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月 5 日から同年 2 月 22 日まで
② 昭和 45 年 2 月 22 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 2 月 5 日に A 事業所に臨時 B 員として採用され、申立期間①は、C 学園で D 業務を学んだ。引き続き申立期間②では、同年 2 月 22 日から臨時 B 員として E 所に配属になり勤務した。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、昭和 45 年 4 月 1 日が A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日となっており、申立期間①及び②の加入記録が無い。

申立期間①及び②に臨時 B 員として勤務していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、F 機構から提出された申立人に係る人事記録及び申立人が所持する C 学園に係る臨時 B 員雇用契約書により、申立人が A 事業所に臨時 B 員として勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②についても、上記人事記録、申立人が所持する配属日・配属場所等が記載された申立人宛ての通知文書及び雇用保険の加入記録により、申立人が A 事業所に臨時 B 員として勤務していたことが確認できる。

しかし、F 機構は、「当時の関係資料は保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入や保険料控除の状況は確認できない。また、申立期間当時は、事業所によって、臨時 B 員の厚生年金保険の加入についての取扱いが異なっており、採用後も一定期間は同保険に加入させない事業所もあった。」と回答しており、同機構から申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、申立期間①について、F機構は、「2か月未満の雇用契約では厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している上、申立人及びC学園の複数の同僚が所持する臨時B員雇用契約書を見ると、健康保険手帳番号欄に記載が無いことから、健康保険の被保険者となっておらず、同保険と同時加入の厚生年金保険にも未加入であったことが推認される。

さらに、申立期間②については、申立人及びC学園の複数の同僚が所持する配属日・配属場所等が記載された通知文書を見ると、携行品として日雇労働者健康保険被保険者手帳が記載されており、同学園の複数の同僚が「申立期間当時は印紙を貼った手帳を持っていた。」と供述していることから、申立期間当時、申立人は健康保険の被保険者となっておらず、日雇労働者健康保険の適用者であったと推認されるため、申立人は厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えるのが相当である。

加えて、申立人と同様に昭和45年2月5日にC学園に入所した同僚60人のうち、A事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した58人の取得日は、申立人と同日の同年4月1日であることがA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上、申立人及び複数の同僚が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている被保険者資格取得日も同年4月1日である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 13 日から同年 9 月 1 日まで

A事業所を退職する際、事業主から、「昭和 57 年 8 月まで厚生年金保険に加入してある。」と言われた。また、私の年金手帳の厚生年金保険の記録欄の「被保険者でなくなった日」は、昭和 57 年 8 月 31 日と記載されている。A事業所を退職後、当該年金手帳を持ってB町の役場で国民年金への加入手続を行った際、職員の説明により、同年 9 月 1 日からの国民年金の加入となり、同年 9 月から国民年金保険料を納付してきたのに、今更申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いと言われても納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する年金手帳の厚生年金保険の記録欄を見ると、A事業所に係る被保険者でなくなった日は、昭和 57 年 8 月 31 日と記載されているものの、A事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」（以下「確認通知書」という。）を見ると、申立人は、A事業所を同年 8 月 12 日に退職し、同年 8 月 13 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録を見ると、申立人のA事業所に係る離職日は、昭和 57 年 8 月 12 日となっており、オンライン記録及び前述の確認通知書の内容と一致している。

さらに、確認通知書において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが記載されている同僚は、「昭和 57 年 8 月中旬に申立人と一緒に退職したことは間違いない。」と供述している。

加えて、当時の事業主は、既に死亡している上、A事業所は、「確認通知書以外の当時の資料は、廃棄しており残っていない。」と回答しており、申立人

の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、申立人が保険料を納付したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、国民年金被保険者の資格取得手続に関する当時の行政側の運用の適否を調査審議することはできない。